

※下線部は変更箇所

## 1 募集目的

令和 10 年 4 月に開校予定の(仮称) 南方小学校の校章を決定するため、そのデザインを募集する。

## 2 応募資格

- (1) 登米市南方地域在住者
- (2) 登米市南方地域の小中学校に通う児童生徒とその保護者
- (3) 登米市南方地域の幼稚園・保育施設に通う子どもの保護者
- (4) 登米市南方地域にゆかりのある人(居住歴のある人、事業所に勤務している人など)

## 3 募集期間

令和 7 年 9 月 1 日(月) から令和 7 年 9 月 30 日(火) まで(期間内必着)

## 4 応募用紙の配布方法

- (1) 南方地域内の全世帯に、区長配布により配布する。
- (2) 南方地域の小中学校に通う児童・生徒には、各学校を通じて配布する。
- (3) 南方幼稚園・南方認定こども園に通う子どもの保護者には、園を通じて配布する。
- (4) 予備の応募用紙を、南方総合支所及び南方地域の各公民館に設置する。
- (5) 市ホームページで応募用紙の電子ファイルを公開する。

## 5 応募方法

- (1) 応募用紙(紙)を提出する場合

南方総合支所及び南方地域の各公民館に設置する応募用紙回収箱に投函するか、教育委員会教育部学校再編推進室に郵送(期間内必着)する。FAXによる提出は受け付けない。

- (2) 電子ファイルを提出する場合

教育委員会教育部学校再編推進室に電子メール(アドレスは応募用紙に記載)で提出する。この場合、件名を「(仮称) 南方小学校校章応募」とし、メール本文に氏名と連絡先を明記したうえで、記入した応募用紙(電子ファイル)を添付すること。

デザインの画像ファイルを応募用紙の別紙として提出する場合は、別紙にも氏名を記入すること。また、画像ファイルは J P E G ファイルまたは P D F ファイルとし、添付ファイルを含めたメールのデータサイズが 6 M B を超えないようにすること。

- (3) 児童・生徒、保護者が応募する場合

南方地域の小中学校に通う児童・生徒及びその保護者、並びに南方幼稚園・南方認定こども園に通う子どもの保護者は、応募用紙を各学校等に提出することができる。

## 6 応募用紙への記入事項

応募用紙には、校章デザインのほか、所定の欄に従い次の事項を記入する。

- ① デザインの説明（デザインの意図や込めた思い、何をモチーフにしたかなど）
- ② 氏名 ③ 住所 ④ 電話番号

ただし、南方地域の小中学校に通う児童・生徒は、③ 住所 と ④ 電話番号 に代えて⑤ 学校名 と ⑥ 学年 を記入する。

## 7 作成上の注意事項

- (1) デザインは応募者自らが創作した未発表のものに限る。
- (2) 第三者が著作権等の権利を有する著作物等をデザインに使用しないこと。
- (3) カラー・白黒いずれのデザインも可とする。
- (4) 現在の南方地域内の小中学校の校章をモチーフとして取り入れることも可とする。
- ~~(5) 生成A I等により自動生成したデザインは不可とする。~~

## 8 応募上の注意事項

- (1) 応募は、1人1点とする。
- (2) 校章に採用された作品の著作権、~~意匠権、商標権及び~~その他の知的財産権は、採用決定時に応募者から市教育委員会へ無償で譲渡されるものとする。
- (3) 応募に係る費用は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された応募用紙は返却しない。
- (5) 応募作品が第三者の著作権・商標権等を侵害していると異議申し立てや苦情などがあった場合、応募者は自らの責任と費用負担で問題を解決すること。

## 9 校章の決定と応募作品の取り扱い

- (1) 校章は、応募された校章デザインをもとに、必要に応じ色彩・形状その他の要素を補作・修正して検討し、南方地域開校準備委員会が決定する。
- (2) 応募作品は、アンケートや投票など選考に必要な範囲で公表することがある。ただし、選考の段階で氏名を公表する場合には応募者（未成年者の場合はその保護者）の承諾を得ることとする。
- (3) 採用された応募作品は、応募者氏名、居住地域または学校名・学年とあわせて、学校再編日より及び市ホームページ等で公表する。選考結果の個別通知は、採用された作品の応募者にのみ行う。
- (4) 応募者の個人情報、校章デザインの選考以外の目的では使用せず、教育委員会において適切に管理する。